相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道余市郡余市町大川町三丁目一六番地、最後の住所埼玉県八潮市緑町二丁目八番地二グリーンパーク第三八潮六〇二号室　被相続人　亡　濱田　征史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

さいたま市浦和区仲町一丁目一二番一号カタヤマビル六階C　ながの法律事務所　相続財産管理人　弁護士　渡部　晶子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区本町二丁目三番地の二四、最後の住所千葉市中央区祐光一丁目二番一号グラン・コート千葉シティ六〇一号　被相続人　亡　藤原　秀行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

事務所千葉市中央区中央三丁目三番八号　日本生命千葉中央ビル七階　松本・山下綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡田　知也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区白山二丁目三番地、最後の住所千葉県市川市高石神一番二一号　被相続人　亡　柳　淑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

東京都港区赤坂三丁目一八番二号第1三州ビル三階前島法律事務所　相続財産管理人　弁護士　天田　良彦（職務上の姓前島）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市浦六七二七番地甲、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙井　靖明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

新潟市中央区医学町通二番町七四番地バンビル八〇一号室　弁護士法人バンビル法律事務所　相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡美篶村一三三五番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　小松　うら

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

長野県上伊那郡辰野町大字平出二三七九番地四　相続財産管理人　川村　和康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡美篶村一三三五番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　小松　きく

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

長野県上伊那郡辰野町大字平出二三七九番地四　相続財産管理人　川村　和康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　鈴木六三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

事務所静岡県浜松市天竜区二俣町二俣七八番地の二　相続財産管理人　司法書士　松井　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市旭区大宮二丁目四〇番地、最後の住所大阪市旭区大宮二丁目九番一号　被相続人　亡　膳師　好春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一　相続財産管理人　弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区帝塚山一丁目一番地、最後の住所大阪市阿倍野区北畠二丁目八番四九号　被相続人　亡　殿村　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二　相続財産管理人　弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市北区伊福町三丁目六番、最後の住所岡山市北区学南町二丁目八番三号　被相続人　亡　岡　和弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

事務所岡山市北区番町一丁目五番五号おかやま番町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小寺　立名

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県宇城市不知火町松合八七三番地、最後の住所熊本県熊本市中央区大江二丁目一四番一五号永島ビル一〇一　被相続人　亡　西﨑　浄鏡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

熊本県熊本市中央区世安町五三三番地三　相続財産管理人　西森　ゆき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県菊池市隈府二三〇番地、最後の住所熊本市中央区南坪井町一〇番一七号　被相続人　亡　冨田　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十四日

事務所熊本市中央区京町二丁目九番四三号竹中・村上法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村上　雅人

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年六月二十四日

一、墳墓等所在地　徳島県鳴門市大麻町板東字塚鼻一一五

一、墳墓等の名称　霊山寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳　六基、本籍不詳　板東家　五基

一、改葬を行おうとする者　徳島県鳴門市大麻町板東字塚鼻一二六　霊山寺住職　芳村　超全

第33期決算公告　平成25年6月17日

大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目3番3号

株式会社ホテル日航大阪

代表取締役　ジャン　ウィリアム　マーシャル

貸借対照表の要旨（平成25年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	338,734
	固定資産	28,783
	合計	367,517
負債及び純資産の部	流動負債	174,241
	固定負債	266,092
	株主資本	△ 72,817
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 172,817
	その他利益剰余金	△ 172,817
	（うち当期純損失）	(11,421)
	合計	367,517